

会津若松市週休2日工事实施要領

(令和6年1月26日決裁)

(令和6年11月1日決裁)

(令和7年1月29日決裁)

(令和7年7月24日決裁)

(令和7年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の将来にわたる担い手の確保を図る取組として、会津若松市が発注する工事現場における週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む。以下同じ。）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする「完全週休2日」と異なる。

(2) 対象期間 現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日（施工期間内で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、暦上の土曜日・日曜日が無い週のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

なお、現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

(4) 現場休息 分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 週休 2 日の達成判断

ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休 2 日とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算出においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

現場閉所率＝〔現場閉所日数÷対象日数〕×100（小数点第 2 位を四捨五入）

（対象工事）

第 3 条 この要領の対象となる工事は、原則として本市が発注する全ての工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、工事内容や現場条件を勘案して対象外とすることができる。

(1) 災害復旧工事など緊急を要する工事

(2) 施工に必要な作業日数が 7 日未満の工事その他週休 2 日工事に適さないと認められる工事

3 前項の第 1 号及び第 2 号の規定により対象外とした工事については、受注者が、週休 2 日工事の実施を希望する場合は、受発注者協議のうえで、対象工事とすることができる。

（受注者及び監督員の取組内容）

第 4 条 週休 2 日工事の実施に当たっての取組内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、発注者が指定した工事以外の工事において、前条第 3 項の規定により週休 2 日工事を実施しようとする場合は、契約締結後、施工計画書提出前までに週休 2 日等の実施可否について監督員と協議するものとする。

(2) 週休 2 日工事に取り組む受注者は、施工計画書に週休 2 日相当の休日を確認した休日等取得計画表等を添付し、監督員に提出するものとする。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で休日等取得計画表等を作成するものとする。

(3) 受注者は、対象期間中、工事現場に週休 2 日工事の対象である旨を明示するものとする。

(4) 受注者は、休日等取得計画表等で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働

者に対する休日又は休暇とするものとする。

- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員に報告するものとする。
- (6) 受注者は、週休2日工事の補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (7) 監督員は、受注者の週休2日工事の取組に支障が生じないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(実施状況の確認)

第5条 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所率の実績を記入した休日等取得実績表等を添付し、監督員に提出し、監督員は実績を確認するものとする。

- 2 受注者は、監督員から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況がわかる書類を添えて週休2日の達成状況を報告するものとし、監督員は実績を確認するものとする。

(積算方法等)

第6条 週休2日工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初積算時に、月単位の4週8休以上を確保する場合の補正を計上する。ただし、第3条第3項の規定により、週休2日工事を実施した場合は、月単位又は通期の4週8休以上を達成できたことを監督員が確認できた場合に、設計変更で対応するものとする。
- (3) 土木工事の補正項目及び補正率は、別表第2から別表第4までのとおりとする。
- (4) 建築関係工事の補正項目及び補正率は、別表第5から別表第8までのとおりとする。
- (5) 農林土木工事の補正項目及び補正率は、別表第9から別表第12までのとおりとする。
- (6) 監督員は、現場完了日時点で現場閉所率の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を確保できなかった場合は、達成状況に応じて当初積算時の補正を減額する。

(特記仕様書への記載)

第7条 発注者が指定する週休2日工事については、その旨を特記仕様書等に記載するものとする。

(工期の変更)

第8条 受注者は、週休2日工事について、契約した工期の中で4週8休以上を確保するものとし、4週8休以上の確保を事由とした工期の変更は行わない。

(工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、週休2日工事における現場閉所率の達成状況の確認を行い、工事成績評価の創意工夫等の項目を別表第13により加減点するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて受発注者協議して別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和7年2月10日から施行し、改正後の会津若松市週休2日工事実施要領の規定は、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

2 受注者が、週休2日工事を市が指定して発注した工事において4週8休以上を達成できなかった場合における改正後の第9条及び別表第13の規定による工事成績評価の減点措置については、令和8年3月31日までの間に限り、適用しない。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、改正後の会津若松市週休2日工事実施要領の規定は、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、改正後の会津若松市週休2日工事実施要領の規定は、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年10月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の会津若松市週休2日工事実施要領別表第2から別表第4までの規定は、施行日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から、別表第5から別表第8までの規定は、令和7年10月27日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において、改正前の別表第 8 の規定が適用されている工事においては、当該工事が完了するまでの間に限り、改正前の別表第 8 の規定は、なお効力を有する。

別表第1 削除

別表第2（第6条関係）

土木工事の補正

区分	4週8休以上 (月単位)
労務費	1.02
共通仮設費	1.01
現場管理費	1.02

別表第3（第6条関係）

土木工事の補正（市場単価）

名称	区分	4週8休以上 (月単位)
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01
道路植栽工		1.02

公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グーリング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

備考 週休2日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の市場単価＝市場単価×週休2日の補正係数

別表第4（第6条関係）

土木工事の補正（標準単価）

名称	区分	4週8休以上 (月単位)
区画線工		1.02●
高視認性区画線工		1.02●
橋梁塗装工		1.01●
構造物とりこわし工	機械	1.01●
	人力	1.02●
コンクリートブロック積工		1.02●
排水構造物工		1.02●
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
	固定足場	1.02

漏水対策材設置工	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
パキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリート		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

備考 (1)週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日修正後の標準単価＝標準単価×週休2日の補正係数

(2)上記表の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正がかかる単価を示す。

別表第5 (第6条関係)

建築関係工事の補正 (複合単価)

区分	4週8休以上 (月単位)
労務費	1.02

備考 (1)この表による補正は労務費に対して行う。

(2)改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

別表第6 (第6条関係)

建築工事の補正 (市場単価等)

工種	摘要＊	4週8休以上 (月単位)	
		新営	改修
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01

ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

備考 (1)市場単価：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

(2)物価資料：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

(3)上記に記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第7（第6条関係）

電気設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要＊	4週8休以上 (月単位)	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表第 8（第 6 条関係）

機械設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要＊	4 週 8 休以上 （月単位）	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

別表第 9（第 6 条関係）

農林土木工事（農業農村整備事業）の補正

区分	4 週 8 休以上 （月単位）
労務費	1.02
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.05

別表第10（第 6 条関係）

農林土木工事（森林整備保全事業）の補正

区分	4 週 8 休以上 （月単位）	4 週 8 休以上 （通期）
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

別表第11（第 6 条関係）

農林土木工事の補正（市場単価）

名称	区分	4週8休以上 (月単位) 【農】	4週8休以上 (月単位) 【林】	4週8休以上 (通期) 【林】
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02	1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.03	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防護柵)	設置	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードハイプ)	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.01	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	—	—
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		—	1.03	1.02

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

別表第12（第6条関係）

農林土木工事の補正（標準単価）

名称	区分	4週8休以上 (月単位) 【農】	4週8休以上 (月単位) 【林】	4週8休以上 (通期) 【林】
区画線工		1.02	1.04	1.02
排水構造物工		1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02
	機械	1.01	1.03	1.02

構造物とりこわし工	人力	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01
塗膜除去工		—	1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	—	1.01	1.00
	撤去	—	1.04	1.02
侵食防止用植生マット (養生マット工)		—	1.04	1.02

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

別表第13（第9条関係）

工事成績評定の採点

区分	4週8休以上 (月単位に限る。)	4週8休未満 (週休2日未達成)
発注者指定	2点加点※ ¹	減点※ ²

※1 第一評定「5.創意工夫 I.創意工夫」の下段の「その他」に追記の上、チェックする。

※2 第一評定「2.施工状況 II.工程管理」において「d判定」とする。